

バーゼル銀行監督委員会
「自己資本に関する新しいバーゼル合意（新 BIS 規制）」
第 3 次市中協議案の概要

1. 経緯と日程

・ 1988年	現行 BIS 規制公表
・ 1998年	バーゼル委員会が BIS 規制見直し作業を開始
・ 1999年	第 1 次案（邦銀等からもコメント）
・ 2001年	第 2 次案（ " ）
・ <u>2003年4月29日</u>	<u>第 3 次案（コメント締切：7月末）</u>
・ <u>2003年末</u>	<u>新 B I S 規制公表（予定）</u>
・ <u>2006年末</u>	<u>新規制の適用開始</u>

2. 新規制案のポイント

(1) 国際基準（日本は 19 行に適用）の**最低比率 8 % は変更せず**。
分子（自己資本の定義）も現行規制のまま

(2) 分母の計算にリスクをより正確に反映

中小企業向け・個人向け貸出については、小口分散によるリスク軽減効果を考慮して、リスクウェイトを**軽減**（表 1）

引当率の低い不良債権は加重、引当率の高い不良債権は軽減(表 2)

事務事故や不正行為等により損失を被るリスク（オペレーショナル・リスク）の分も自己資本を求める（邦銀の場合、所要自己資本額全体の 5 % 程度となる見通し）

(3) 所要自己資本の水準は現行規制と概ね同じ

上記(2)の による負担減と の負担増が概ね見合うので、合計では概ね現行規制並みの負担となる見通し。

試算に参加した邦銀 66 行の平均では、自己資本負担が 2 % 軽減

(4) 自己管理と市場規律を重視

行内管理を規制上も活用。銀行自身による自己資本戦略の策定や開示の充実を重視

(表1) 中小企業向け・個人向け融資はリスク・ウエイトを軽減

与信先	現行規制	新規制案	
		標準的手法 (大半の銀行が利用すると見込まれる手法)	内部格付手法(注2) (主要行などが利用すると見込まれる手法)
大企業	100%	100% (注1)	97%
中堅企業	100%	100% (注1)	87%
中小企業	100%	75%	53%
個人向け	100%	75%	53%
住宅ローン	50%	35%	34%

(注1) 標準的手法では、借り手の格付けに応じて20~150%とする手法も選択可。

(注2) 内部格付手法は、デフォルト確率1%のケースを例示。

(表2) 引当率の低い不良債権は加重、引当率の高い不良債権は軽減

標準的手法		(企業向け、90日以上延滞債権)		
引当率	0~20%	20~50%	50~100%	
リスク・ウエイト	150%	100%	50%	

内部格付手法		(企業向け、要管理先以下向け)			
引当率	0%	20%	35%	45%	
無担保融資リスク・ウエイト	562.5%	312.5%	125%	0%	
不動産担保付融資リスク・ウエイト	437.5%	187.5%	0%	0%	

(注) 邦銀の試算結果：要管理先以下向け平均でリスク・ウエイト157%。

(参考) 新規制の計算式

自己資本(現行のまま)

与信額×リスク・ウエイト+市場リスク(現行のまま)+オペレーショナル・リスク

8%(国際基準)
現行のまま